

## 特別委員会の廃止及び設置について

平成 24 年 7 月 18 日提出

### 1. 特別委員会の廃止

次の特別委員会について、廃止することとする。

政権公約評価特別委員会  
男女共同参画特別委員会  
災害対策特別委員  
情報化推進対策特別委員会  
地方分権推進特別委員会  
エネルギー・環境問題特別委員会  
次世代育成支援対策特別委員会  
地方税財政特別委員会  
原子力発電対策特別委員会  
地方行政体制特別委員会  
憲法問題特別委員会  
地方財政の展望と地方消費税特別委員会

### 2. 特別委員会の設置

次の特別委員会を設置することとする。

総合戦略・政権評価特別委員会  
危機管理・防災特別委員会  
地方分権推進特別委員会  
地方行政体制特別委員会  
エネルギー政策特別委員会  
原子力発電対策特別委員会

### 3. 施行期日

平成 24 年 7 月 21 日から施行する。